

## 平成30年度第1回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

### 1. 日 時 :

平成30年(2018年)11月1日(木) 午後1時30分から午後2時00分

### 2. 場 所 :

箕面市役所本館2階特別会議室

### 3. 出席者 :

#### 1) 箕面市都市景観審議会委員

会長 加我 宏之 氏	委員 若本 和仁 氏
委員 福田 知弘 氏	委員 中川 寿子 氏
委員 小澤 旬志 氏	

臨時委員 藤崎 浩治 氏

#### 2) その他

市関係者 (5名)

事務局 (2名)

傍聴者 (2名)

### 4. 審議等の内容 :

事務局より、委員の過半数の出席(委員9名中5名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

また、案件の内容から臨時委員が出席していることを報告した。

#### **【案件1】都市景観形成建築物の指定の解除について(諮問)**

市より、都市景観形成建築物である橋本亭について、周辺の急傾斜地崩壊対策工事に伴い建物が除却されるため、都市景観形成建築物の指定を解除する旨の説明を行った後、質疑応答を行った。

#### **<【案件1】の質疑内容>**

会長：本案件は、都市景観形成建築物である橋本亭について、災害対策の関係から除却されることになり、都市景観形成建築物の指定を解除するという諮問案件である。今回の審議の前に、都市景観形成建築物の臨時委員、そして、都市景観アドバイザーも兼任されている委員からその内容についてご説明、ご意見をお願いしたい。

委員：橋本亭は歴史ある建物であり、指定が解除されることは残念ではあるが、防災の観点ではしかたがないことであろう。除却後に建築される予定の建築物につ

いて、これまでの歴史的な要素を残しながら都市景観形成建築物や景観重要建造物に値するようなものにしたいという建物所有者の意向があり、その方向で計画が進められているとのこと期待したい。

橋本亭は建築基準法ができる前に建築されたものであり、河川に食い込んでいくような特徴的な建て方や木造3建てであることなど、今の建築基準法や河川法の基準に合わない部分もあるかもしれないが、河川側から見た建物の構えをどのように残していくかが大きなポイントである。また、内装については、大きな梁やかざり柱などを残し、再利用できるものは活用し、建具についても特に今では珍しい結霜ガラスを活用するなど、可能な部分を復元していくことが望ましい。

今の橋本亭をそのまま復元するのは難しいが、雰囲気を残した建築計画となるよう検討をお願いしたい。

委員：復元可能な部分は残していくという点で、現在の図面や写真などが参考になると思うが保存されているのか。

委員：平成17年に指定した際の調査資料である図面や写真が残っている。

市：橋本亭は市の重要な観光資源でもあり、次の建物についても建物所有者と相談しながらできる限り今の雰囲気を残していきたいと考えている。現在の建築基準法等の規制により難しい部分はあるが工夫していきたいと考えている。

委員：解体工事の際に部材をきれいに残せるかがポイントとなってくると思うが、どの部材を残すかなどの解体計画はあるのか。

市：どの部材を残すかは、解体業者と現場確認した上で工程を組んでいると聞いている。

委員：周辺の樹木と建築物の調和も大事なポイントであり、周辺の樹木についても配慮が必要である。

会長：急傾斜地崩壊対策工事では橋本亭の後ろに擁壁が設置されるのか。次の建築物を都市景観形成建築物あるいは景観重要建造物に値するものにする上で、建築物と周辺が調和していないというような状況にならないように対策工事についても樹木を残すなどの配慮は必要である。

市：対策工事は擁壁を設置する工法ではなく、岩塊や法面をワイヤーやネットで補強する工法であるので、ワイヤー等の隙間から樹木が生える状態になる。既存の樹木を残しながら対策工事ができるので、コンクリートの打ち放しというような印象ではなく、自然の景観が残るように配慮した計画が予定されている。

委員：次の建築物の用途は何か。

市：建物所有者と相談中ではあるが、これまでと同じく飲食店や貸しスペースとして利用することが想定されている。

委員：建築費用についてはどのくらいかかるのか。

市：現在、建築物のグレードなどが検討されている段階であり、詳細な金額は聞いていない。

会長：次の建築物も都市景観形成建築物あるいは景観重要建造物に値するようもの

にする意向であれば、安価で建築できないと思う。建物所有者の負担も大きい  
ため、補助金など活用できるものがあれば市も情報提供や支援を検討してほしい。  
他に意見はあるか。

(意見なし)

会長：意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申し  
てよいか。

(異議なし)

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

以上